

宇都宮市脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）交付要綱

（通則）

第1条 宇都宮市脱炭素先行地域づくり事業補助金（家庭向け）（以下「補助金」という。）の交付については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、宇都宮市（以下「市」という。）における再生可能エネルギー及び自立分散型エネルギーの普及を促進することにより、脱炭素社会の実現や災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(2) 居住誘導区域

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。

(3) 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。

(4) 住宅

陽東地区の都市機能誘導区域、又はゆいの杜地区の都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、個人が住居として使用する戸建住宅（店舗、事務所等と併用するものを含む）をいう。

(5) 新築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当するものをいう。

(6) 既築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。

(7) 太陽光発電システム

太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他のこれに附属する設備であり、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又はFeed in Pr

e m i u m制度（以下「F I P」という。）の認定を取得せず自家消費を目的としたものをいう。

(8) 定置型蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、分電盤を介して住宅に電気を供給できる電池（二次電池）をいう。

(9) リースモデル

リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システム等を設置し、維持管理を行い、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。

(10) オンサイトP P Aモデル

太陽光発電システム等の所有者である発電事業者が、需要家の施設その他に太陽光発電システム等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電システム等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

（交付の対象及び補助金の額）

第4条 市長は、住宅において、別表1に定める補助対象機器を設置する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助金の額は別表2に定める。

3 第1項の補助事業に係る契約及び発注は、この要綱の適用の日以後に締結されたものに限る。

（交付の対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表3のいずれかの要件に適合するものであって、補助事業に係る市内の住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 過去に同一の補助対象経費に係る補助金の交付を申請者又は同一世帯の者が受けていないこと。

(3) 「宇都宮市暴力団排除条例」（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書等の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するため附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第4条に定める要件に適合するもの。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(3) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(4) 補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。

3 市長は、第1項に規定する交付の決定をしたときは、補助事業者に対し交付決定通知書により通知するものとする。

4 市長は、第1項に規定する書類の審査及び現地調査等により、補助金交付の要件に適合しないと認められた場合には、補助事業者に対し不交付決定通知書により通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助事業者は、前条に規定する交付の決定後、補助事業に着手しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に別表5に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第1項に掲げる書類の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、交付額確定通知書により通知するものとする。

2 前項の工事完了検査は、原則として提出された書面により実施するものとし、必要に応じて現地調査により実施することができる。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第5号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正の措置)

第12条 市長は、第9条の実績報告書及び添付書類の提出を受けた場合において、その提出に係る補助事業が補助金の交付の要件に適合しないときは、当該補助事業について、これらに適合させるための措置を取るべきことを補助事業者に対して指示できるものとする。

(利用状況の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了日の翌月1日から6か月分の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じる際は、変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 住所又は氏名(発電した電力を使用する住宅への移転は除く)
- (2) 太陽光発電システム(出力変更を伴うもの)
- (3) 蓄電池(パッケージ型番、蓄電容量、補助対象経費の変更等)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき審査を行い、変更を承認する場合において、必要に応じ第7条の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の廃止)

第15条 補助事業者は、補助事業の廃止又は中止しようとするときは、廃止(中止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則若しくは本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、処分したことを確認した後、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象設備を別表6に定める法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、別表6に定める補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に結果を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。
- 5 前項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。
$$\text{取得財産等に係る補助金の額} \times (\text{取得財産等に係る法定耐用年数} - \text{供用年数}) / \text{取得財産等に係る法定耐用年数}$$
- 6 前項に規定する法定耐用年数は別表6に定める年数を、供用年数は使用に供した日から取得財産等を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(市への協力)

第19条 補助事業者は市が取り組んでいる脱炭素化に関する取組等について可能な限り協力するものとする。

(様式)

第20条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第21条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年4月1日告示第137-18号）

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象 機器	補助の要件	特記事項
太陽光発電システム (新築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置される住宅において消費されるよう配線されていること。 ・ 太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと。 ・ 中古品又は自作品でないこと。 ・ 補助事業により導入する太陽光発電システムで発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。 ・ 発電量を計測する機器を備えること。 ・ 再エネ特措法第 9 条第 4 項に基づく FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。 ・ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないこと。 ・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること (ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。) ・ リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 ・ オンサイト PPA モデルの場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。 (PPA 事業者が栃木県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。) サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 	<p>宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金における「太陽光発電システム」、「ZEH」補助との併給は不可 (過去に本市の事業において「太陽光発電システム」、「ZEH」に係る補助金が交付されている者を含む)</p>
太陽光発電システム (既築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置され 	<p>宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金における「太陽光発電システ</p>

	<p>る住宅において消費されるよう配線されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと。 ・中古品又は自作品でないこと。 ・設備導入に係る契約締結日が、登記簿謄本に建物の登録がされた日以降であること又は住宅に対する課税がされた日以降であること。 ・余剰電力は、市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者に販売すること。 ・補助事業により導入する太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を自家消費すること。 ・発電量を計測する機器を備えること。 ・再エネ特措法第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。 ・電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。 ・リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 ・オンサイト PPA モデルの場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。 （PPA 事業者が栃木県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 	<p>ム」、「ZEH」補助との併給は不可 （過去に本市の事業において「太陽光発電システム」、「ZEH」に係る補助金が交付されている者を含む）</p>
--	---	--

<p>定置型蓄電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。 ・ 太陽光発電システムを同時に設置すること。 ・ 蓄電ユニットの増設・施設改修・付替等ではないこと。 ・ 中古品又は自作品でないこと。 ・ リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 ・ オンサイト PPA モデルの場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。 (PPA 事業者が栃木県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10 とすることができる。) サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・ 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。 	<p>宇都宮市家庭向け脱炭素化促進補助金における「定置型蓄電池」補助との併給は不可 (過去に本市の事業において「定置型蓄電池」に係る補助金が交付されている者を含む)</p>
---------------	---	---

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象 機器	補助対象経費	補助金額 (千円未満切り捨て)
太陽光発電 システム (新築住宅)	補助対象機器(付帯設備を含む)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。) 【補助対象経費】 ・太陽光モジュール ・架台 ・インバータ ・保護装置 ・接続箱 ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。)	1キロワットあたり1万円(8キロワットまで)、1キロワットあたり7万円(4キロワットまで) (上限36万円) それぞれの単価に、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計出力(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点第2位以下を切り捨て)を乗じて得た額、又は補助対象経費の2/3のいずれか低い方とする。
太陽光発電 システム (既築住宅)	補助対象機器(付帯設備を含む)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。) 【補助対象経費】 ・太陽光モジュール ・架台 ・インバータ ・保護装置 ・接続箱 ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。)	1キロワットあたり3万円(8キロワットまで)、1キロワットあたり7万円(4キロワットまで) (上限52万円) それぞれの単価に、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計出力(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点第2位以下を切り捨て)を乗じて得た額、又は補助対象経費の2/3のいずれか低い方とする。
定置型 蓄電池	補助対象機器(付帯設備を含む。)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器工事と一体不可分の工事に限る。) 【補助対象経費】 ・定置型蓄電池本体 ・設置工事費用(配線や電気工事を含む。)	1キロワットアワーあたり2万円(10キロワットアワーまで)、1キロワットアワーあたり5.16万円(5キロワットアワーまで) (上限45.8万円) それぞれの単価に、定置型蓄電池の定格容量(蓄電容量)(単位はキロワットアワーとし、1キロワットアワー未満の端数があるときは、小数点第2位以下を切り捨て)を乗じて得た額、又は補助対象経費の2/3のいずれか低い方とする。

別表 3 (第 5 条関係)

項目	内容
補助対象者の要件	<p>(1) 補助事業に係る市内の住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により記録されている者</p> <p>(2) 補助事業に係る市内の住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により記録されている者に対して、リースモデルにより提供するリース事業者</p> <p>(3) 補助事業に係る市内の住宅の場所に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により記録されている者に対して、オンサイト PPA モデルにより提供する PPA 事業者</p>

別表 4 (第 6 条関係)

補助対象機器	添付書類
太陽光発電システム (新築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力消費量等計画書（様式第 2 号） ・ 補助事業の実施に係る同意書（様式第 3 号）※1※2 ※1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合 ※2 同意者の署名もしくは記名押印が必要 ・ 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し ・ 当該システムの公称最大出力値の合計出力が確認できる書類の写し ・ 発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等） ・ 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等） ・ (国の補助金を利用する場合)太陽光発電システムについて補助を受けていないことが確認できる書類 ・ (リースモデルの場合)リース契約書及びリース計算書等 ・ (オンサイト P P A モデルの場合) P P A 契約書及び P P A 計算書等 ・ その他、市長が必要と認める書類
太陽光発電システム (既築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力消費量等計画書 ・ 補助事業の実施に係る同意書※1※2 ※1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合 ※2 同意者の署名もしくは記名押印が必要 ・ 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し ・ 当該システムの公称最大出力値の合計出力が確認できる書類の写し ・ 発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等） ・ 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等） ・ (国の補助金を利用する場合)太陽光発電システムについて補助を受けていないことが確認できる書類 ・ (リースモデルの場合)リース契約書及びリース計算書等 ・ (オンサイト P P A モデルの場合) P P A 契約書及び P P A 計算書等 ・ 設置する住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書の写し ・ その他、市長が必要と認める書類

定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施に係る同意書^{※1※2} ※1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合 ※2 同意者の署名もしくは記名押印が必要 ・見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し ・設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類の写し ・(国の補助金を利用する場合) 定置型蓄電池について補助を受けていないことが確認できる書類 ・(リースモデルの場合) リース契約書及びリース計算書等 ・(オンサイトPPAモデルの場合) PPA契約書及びPPA計算書等 ・その他、市長が必要と認める書類
--------	--

別表5(第9条関係)

補助対象機器	添付書類	事業完了日
太陽光発電システム (新築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び契約内訳書の写し ・当該システムの設置に係る領収書の写し ・モジュールの枚数が確認できる配置図 ・電力会社が通知又は発行する系統連系開始日等が記載されている書類等の写し ・その他、市長が必要と認める書類 	系統連系開始日
太陽光発電システム (既築住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び契約内訳書の写し ・当該システムの設置に係る領収書の写し ・モジュールの枚数が確認できる配置図 ・電力会社が通知又は発行する系統連系開始日等が記載されている書類等の写し ・余剰電力を市が認定する環境価値を市域に帰属する事業者に販売することが確認できる書類 ・その他、市長が必要と認める書類 	系統連系開始日
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び契約内訳書の写し ・当該機器の設置に係る領収書の写し ・当該機器の保証書の写し ・太陽光発電システムと直接連系することが確認できる書類(単線結線図等) ・その他、市長が必要と認める書類 	設置工事が完了し保証が開始された日

別表6(第17及び18条関係)

補助対象機器	法定耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)による)
太陽光発電システム	17年
定置型蓄電池	6年